令和6年度 支部長•理事•支部担当者合同会議報告

士会事務局

支部長・理事・支部担当者合同会議(臨時理事会を兼ねる。)を開催しましたので、その状況を報告します。

日時: 令和6年10月7日(月) 14時~16時

場所:山口県セミナーパーク 大研修室

議事

1 R7以降の定時総会及び親睦行事について

- 開催地を事務局案どおり決定した。
- R7 は、定時総会及びゴルフ大会は宇部支部、 ボウリング大会は下松支部で開催する。
- ・ゴルフ大会は、交通利便性から宇部・山口・小野田の3支部持回りで開催することとなった。
- 運動会日程を避けるため、定時総会を6月に開催できるよう定款改正を行うこととなった。

2 監事の選任支部について

・R7・8の監事は、慣例どおり岩国支部・山口 支部から選出することとなった。

3 委員会委員の推薦について

• 委員の推薦支部を事務局案どおり決定した。

4 経営健全化について

事務局から総務・企画委員会における検討結果 を説明し、提案された経費削減策を協議した。

(1) 会員数の推移と将来推計

・総会員数は、H8末(3,961人)から減少し続けR5末1,685人(H8の43%)となり、R15末には1,159人(同29%)になると推計。

(2) 収益・経費の推移と将来推計

- コロナ禍後の活動再開により収支は赤字に転じ、 R5は285万円の赤字となった。
- 今後も会員減少に伴い赤字額が増加し続け、R
 15 の赤字は814 万円となると推計。
- R16 年度には使用可能な預貯金を使い切り経営が破綻するものと推計。

(3) 経営健全化策

- ・提案された経費削減策(案)及び会議での協議 結果(→の部分)は以下のとおり。
- ・提案された全ての策を実施した場合の経費削減 効果は211万円/年度となる。
- ①会報誌「山口建築士」を隔月(奇数月)発行と し、偶数月には簡易版を発行する。
- →他都道府県の状況の資料を基に再協議する。
- ②親睦行事(ボウリング・ゴルフ)を取りやめる。
- →必要経費を参加費で賄い、引受支部への交付金 を減額又は廃止することで再協議する。
- ③定時総会の参加者記念品の取り止め
- →R7から実施する。

④全国大会参加助成金の取りやめ

→R7から実施する。

⑤会員名簿の電子化

- →R7から実施する。
- ⑥旅費のうち日当(一律千円)の取り止め
- →R7から実施する。

(4) 経費削減策実施後の収益・経費等の推計

・再協議となった①、②を含め、すべての策を実施し年211万円の経費を削減した場合、R15の赤字が603万円、経営が破綻する年度が3年延び、R19になると推計。

(5) 会費値上げの検討

- ・会の継続には会費値上げが必要である。
- ・仮にR9から会費を3千円値上げした場合、R 15においてコロナ前と同程度の利用可能な預 貯金の額を確保できるものと推計。
- →会費の値上げについては、他士会の会費の状況 を示して再協議することとなった。

5 新規会員を増やすための提言について 以下の提言について、R7からの実施を決定。

(1) 「やまぐちけんちく塾」について

① 目的

新規入会者や士会の活動に参加したことが少ない若い人たちに、建築士会で行っている様々な活動への参加を促し、士会活動の楽しさや人的ネットワークを拡げる魅力を実感してもらい、今後の活動の拡大に活かしてもらう。

- ② 期間:1年間(原則)
- ③ 参加者(塾生)

新規入会者、おためし入会者、会員のうちの若 い人、活動経験の少ない人、未入会建築士など

④ カリキュラム

現在ある士会活動(県内全体及び連合会)を網羅して年間カリキュラムを作成し、その中から任意の活動を5つ(以上)選んで「選択科目」として参加してもらうこと、また最初に「入塾式」、最後に「修了式」を行い、この2つは「必修科目」として参加を条件とし、年間7単位習得を修了条件とする。修了者には、「やまぐちけんちく塾修了証書」を交付する。

⑤ サポーター制度

塾生の活動支援のため、先輩会員による「サポーター制度」を設ける。「サポーター」は塾生と一緒に年間受講計画を作成するとともに活動に共に参加し話をする中で塾生をサポートする。複数人のサポーターで1人の塾生を支援する集団サポート制とする。

サポーターは青年部(または、女性部)から 1 名、所属支部から 1 名以上とし、各サポーターは連携を密に塾生の支援を行う。

⑥ 塾生の「特典」

県本部や各支部が主催等をする活動については 参加費等免除、中四国ブロック大会については参 加費助成とし、その塾生と一緒に参加するサポー ターも同様とする。

会員が通常負担する受講料や懇親会費については、本人負担とする。ただし、ヘリテージマネージャー講座については1回分のみ無料とする。

⑦ 塾の実施主体

実施主体は青年部・女性部とする。しかし、建築士会全体として取り組むことが重要であり、県理事や支部役員等も青年部・女性部役員と一緒になって(むしろ率先して)サポートを行っていただきたい。塾生の発掘は、各支部で責任を持って行う。

主体となる青年部・女性部で行うのは、最初の「入塾式」と最後の「修了式」の実施のみ。

8 目標

毎年各支部から1名以上の塾生を確保し、修了 までサポートすること。

塾修了者数の目標は、年間10名以上とする。

9 特例措置等

1年間で7単位習得が難しい特別の事情がある場合は、複数年も可とする。

⑪ その他

毎年度5月に開始、4月に修了とする。

各支部、青年部・女性部は年間行事計画を作成 し4月末までに本部に提出する。

本部事務局では各支部、青年部・女性部、本部 及び連合会の行事計画を取りまとめ、各年度のカ リキュラムを作成する。

カリキュラムは、士会ホームページに掲載し誰でも閲覧可能とし、行事の変更・追加がある場合は、随時カリキュラムに反映させる。

(2) 「学生会員制度」について

① 目的

建築関係の若い就業者数が減少してきている中、 建築関係の仕事、とりわけ建築士を目指す若い人 を育てることが求められる。

建築系の大学、高専で学んでいる学生は建築に 対する熱意や学習意欲は旺盛であり、学校だけで なく現場での体験や建築士との交流を望んでいる。

学生会員制度は会員と学生との交流の機会を設けることで、若い人たちが建築士を目指し将来的な会員の育成を目的とするとともに建築士会(特に青年部・女性部)の活性化を図るものである。

② 対象

次の学校で建築を学んでいる学生を対象とする。

- 山口大学
- 徳山工業高等専門学校

③ 学生会員の特典

学生会員は会員として士会活動に参加できるほか、次の特典がある。

- 本会主催の講習会等の受講料の会員割引
- ・書籍等の割引購入
- ・本会主催のイベント等への優先参加 参加料、懇親会費、交通費等は自己負担とする。 定款上は非会員で、議決権はないものとする。

④ 会費等

入会費・会費ともに無料とする。

会誌「建築士」、「山口建築士」について、希望 者は実費(会誌代、送料等)負担で購入可能。メ ールマガジンは、希望者に配信する。

⑤ 入・退会手続き

入会については、各学校が支部を通じて「入会申込書」を提出、退会についても同様とする。

6 会員証

「学生会員証」を発行する。